

第 1 0 3 号議案

新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 3 7 8 号）が施行され、道路法施行令に準拠している公園占用料を変更する必要があることに伴い、新宮町公園条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町公園条例の一部を改正する条例

新宮町公園条例（平成 25 年新宮町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 16 条関係）

公園占用料

（金額単位：円）

種目		単位	期間	占用料
電柱	第 1 種 電柱	1 本	1 年	8 0 0
	第 2 種 電柱			1, 2 0 0
	第 3 種 電柱			1, 7 0 0
電話柱（電柱であるものを除く）	第 1 種 電話柱			7 1 0
	第 2 種 電話柱			1, 1 0 0
	第 3 種 電話柱			1, 6 0 0
その他の柱類				7 1
共架電線その他上空に設ける線類		1 m	1 年	7
地下電線その他地下に設ける線類				4
地上に設ける変圧器		1 個	1 年	7 0 0
地下に設ける変圧器		1 m ²	1 年	4 3 0
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個	1 年	1, 4 0 0
郵便差出箱及び信書便差出箱				6 0 0
広告塔		1 m ²	1 年	4, 8 0 0
その他のもの		1 m ²	1 年	1, 4 0 0

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.07m未満のもの	1 m	1 年	3 0
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			4 3
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			6 4
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			8 6
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			1 3 0
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			1 7 0
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			3 0 0
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			4 3 0
	外径が1.0m以上のもの			8 6 0
露店、商品置場その他これらの類する施設		1 m ²	1 日	4 8
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	看板（アーチであるものを除く。）	1 m ²	1 日	4 8 0
	標識	1 本	1 年	1, 1 0 0
	旗ざお	1 本	1 日	4 8
	幕（工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設	1 m ²	1 日	4 8

	であるものを除く。)			
	アーチ	1 基	1 月	2, 4 0 0
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		1 m ²	1 月	4 8 0
土石、竹木、瓦その他の工事用材料				4 8 0
非常災害があつた場合において、その発生した区域等の区域内の土地に設ける応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なものの		1 m ²	1 年	Aに0. 0 3 1 を乗じて 得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、

占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料が1件300円未満のものは、300円に切り上げて計算する。

8 標準の種目により難しいもの又は標準の種目でないものについては、類似の種目により町長が定めるものとする。

9 公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、第16条により算出した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

10 第16条の規定により算出した額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

改正後					改正前				
別表第3(第16条関係)					別表第3(第16条関係)				
公園占用料					公園占用料				
(金額単位：円)					(金額単位：円)				
種目		単位	期間	占用料	種目		単位	期間	占用料
電柱	第1種 電柱	1本	1年	800	電柱	第1種 電柱	1本	1年	730
	第2種 電柱			1,200		第2種 電柱			1,100
	第3種 電柱			1,700		第3種 電柱			1,500
電話柱(電柱であるものを除く)	第1種 電話柱			710	電話柱(電柱であるものを除く)	第1種 電話柱			650
	第2種 電話柱			1,100		第2種 電話柱			1,000
	第3種 電話柱			1,600		第3種 電話柱			1,400
その他の柱類				71	その他の柱類				65
共架電線その他上空に設ける線類		1m	1年	7	共架電線その他上空に設ける線類		1m	1年	7
地下電線その他地下に設ける線類				4	地下電線その他地下に設ける線類				4
地上に設ける変圧器		1個	1年	700	地上に設ける変圧器		1個	1年	640
地下に設ける変圧器		1m ²	1年	430	地下に設ける変圧器		1m ²	1年	390
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	1,400	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	1,300
郵便差出箱及び信書便差出箱				600	郵便差出箱及び信書便差出箱				550
広告塔		1m ²	1年	4,800	広告塔		1m ²	1年	4,300
その他のもの		1m ²	1年	1,400	その他のもの		1m ²	1年	1,300
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.07m未満のもの	1m	1年	30	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.07m未満のもの	1m	1年	27
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			43		外径が0.07m以上0.1m未満のもの			39
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			64		外径が0.1m以上0.15m未満のもの			59
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			86		外径が0.15m以上0.2m未満のもの			78

	外径が0.2m以上 0.3m未満のもの			<u>130</u>
	外径が0.3m以上 0.4m未満のもの			<u>170</u>
	外径が0.4m以上 0.7m未満のもの			<u>300</u>
	外径が0.7m以上 1.0m未満のもの			<u>430</u>
	外径が1.0m以上 のもの			<u>860</u>
露店、商品置場その他これらの 類する施設		1m ²	1日	<u>48</u>
競技会、集 会、展示会、 博覧会その 他これらに 類する催し のため設け られる仮設 工作物	看板(アーチであ るものを除く。)	1m ²	1日	<u>480</u>
	標識	1本	1年	<u>1,100</u>
	旗ざお	1本	1日	<u>48</u>
	幕(工事用板囲、 足場、詰所その他 工事用施設であ るものを除く。)	1m ²	1日	<u>48</u>
工事用板囲、足場、詰所その他 の工事用施設		1m ²	1月	<u>480</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用 材料				<u>480</u>
非常災害があった場合におい て、その発生した区域等の区域 内の土地に設ける応急仮設建 築物で、被災者の居住の用に供 するため必要なもの		1m ²	1年	Aに <u>0.0</u> <u>31</u> を乗 じて得 た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するもの

	外径が0.2m以上 0.3m未満のもの			<u>120</u>
	外径が0.3m以上 0.4m未満のもの			<u>160</u>
	外径が0.4m以上 0.7m未満のもの			<u>270</u>
	外径が0.7m以上 1.0m未満のもの			<u>390</u>
	外径が1.0m以上 のもの			<u>780</u>
露店、商品置場その他これらの 類する施設		1m ²	1日	<u>43</u>
競技会、集 会、展示会、 博覧会その 他これらに 類する催し のため設け られる仮設 工作物	看板(アーチであ るものを除く。)	1m ²	1日	<u>430</u>
	標識	1本	1年	<u>1,000</u>
	旗ざお	1本	1日	<u>43</u>
	幕(工事用板囲、 足場、詰所その他 工事用施設であ るものを除く。)	1m ²	1日	<u>43</u>
工事用板囲、足場、詰所その他 の工事用施設		1m ²	1月	<u>430</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用 材料				<u>430</u>
非常災害があった場合におい て、その発生した区域等の区域 内の土地に設ける応急仮設建 築物で、被災者の居住の用に供 するため必要なもの		1m ²	1年	Aに <u>0.0</u> <u>33</u> を乗 じて得 た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するもの

をいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 5 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料が1件300円未満のものは、300円に切り上げて計算する。
- 8 標準の種目により難しいもの又は標準の種目がないものについては、類似の種目により町長が定めるものとする。

をいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 5 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料が1件300円未満のものは、300円に切り上げて計算する。
- 8 標準の種目により難しいもの又は標準の種目がないものについては、類似の種目により町長が定めるものとする。

9 公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、第16条により算出した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。 10 第16条の規定により算出した額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。	9 公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、第16条により算出した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。 10 第16条の規定により算出した額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。
--	--